

若手人材に選ばれる企業へ！

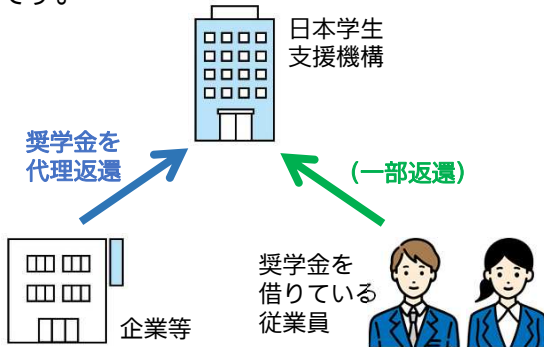
奨学金代理返還制度の導入を

サポートします！



「奨学金代理返還制度」とは？

企業等が奨学金の返還残額の一部又は全部を従業員に代わって日本学生支援機構に直接送金する制度です。



制度導入のメリット

✓若手人材の採用力向上

採用競争の中で他社と差別化でき有利！

✓従業員の定着率向上

早期離職を防ぎ長期雇用につながる！

✓代理返還額は損金算入可能

法人税の課税対象所得を軽減できる可能性あり！

✓企業イメージの向上

CSR(社会的責任)活動の一環として注目！

補助額

補助対象経費の2分の1（上限20万円）

※千円未満切り捨て

補助金交付対象者の主な要件

- (1) 市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者
- (2) 奨学金代理返還制度について、令和8年4月1日以降に就業規則等で定め、従業員に周知している
- (3) 市内事業所において雇用保険の被保険者である従業員が1名以上いる
- (4) 5年以内に雇用保険の被保険者である従業員を雇い入れる意思を有する
- (5) 奨学金代理返還制度を5年以上継続して実施する
- (6) 自社のウェブサイトや求人情報等において奨学金代理返還制度を導入していることを明示している
- (7) 補助金の申請において、市に対し事前相談を行っている

※その他、詳細な要件は公式ウェブサイトをご確認ください

まずは、**事前相談を！**

※事前相談がない場合は、
本補助金の交付対象と
なりません。
(詳細は裏面へ)



お問い合わせ先

郡山市農商工部産業雇用政策課

電話：024-924-2251 メール：koyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

ウェブサイト：<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/119/176107.html>

公式ウェブサイトはこちら



補助対象経費

1 就業規則等の作成、変更、相談に要する費用

(例) 専門家への報酬、就業規則等の印刷製本費、会議に係る会場借上料 等



2 従業員への制度周知に要する費用

(例) 周知用パンフレットの印刷製本費、周知に係る郵便料、周知のための会議に係る会場借上料 等



3 制度導入を明示して行う求人活動に要する費用

(例) 求人誌・新聞等への広告掲載料、求人情報サイトへの登録料、自社ウェブサイトの作成・改修費用、就職説明会を自社で開催する場合の会場借上料、合同説明会への出展料 等



※本事業は、市内中小企業者等が奨学金代理返還支援制度を導入する費用等（社会保険労務士への相談費用、自社ホームページの改修費用など）の負担軽減のために実施するものです。市内中小企業者等が奨学金代理返還支援制度を運用していくランニングコストを補助するものではありませんので、ご注意ください。

申請の流れ



※本補助金は、「01 事前相談」において「補助金申請予定額」を伺い、当該予定額の合計が予算額に達した時点で受付を終了します。

まずは、事前相談から！

本補助金は、対象要件等の確認のため、**申請前の事前相談**を必須としています。

事前相談フォームより、補助金申請予定額等を入力・送信願います。 \ 事前相談フォームはこちら /

【事前相談フォーム】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/072036/ea/residents/procedures/apply/1d0ebff8-3263-4ba9-be90-5c175b5463b7/start>

※事前相談がない場合は、**本補助金の交付対象となりません。**

申請をご検討の方は、お早めにご相談ください。

